

# 日本中央競馬会ギャンブル等依存症対策実施規程

(令和2年1月24日 理事長達第1号)

## 目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 実施体制 (第3条―第8条)
- 第3章 本会のギャンブル等依存症対策 (第9条―第18条)
- 第4章 雑則 (第19条・第20条)
- 附則

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、本会がギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「法」という。）第7条に規定する関係事業者の責務を着実に果たすため、本会のギャンブル等依存症対策として中央競馬の勝馬投票によるギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に係る施策を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(役職員の責務)

**第2条** 本会の役員（総括監、顧問及び参与を含む。以下同じ。）及び職員（嘱託を含む。）（以下「役職員」という。）は、本会のギャンブル等依存症対策を実施するために必要な知識の習得及び理解に努めなければならない。

### 第2章 実施体制

(ギャンブル等依存症対策実施計画)

**第3条** 本会は、毎事業年度、本会のギャンブル等依存症対策の着実な実施を図るための計画（以下「ギャンブル等依存症対策実施計画」という。）を定めるものとする。

(ギャンブル等依存症対策委員会)

**第4条** 本会にギャンブル等依存症対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を理事長に上申するとともに、本会のギャンブル等依存症対策の実施に必要な総合調整を行うものとする。

- (1) 本会のギャンブル等依存症対策の企画立案に関すること。
- (2) ギャンブル等依存症対策実施計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 前事業年度における本会のギャンブル等依存症対策の実施状況の評価に関すること。
- (4) 本会のギャンブル等依存症対策の実施体制に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

3 委員会に委員長を置き、本会のギャンブル等依存症対策を統括することを理事長が命

じた役員をもってこれに充てる。

4 委員会の庶務は、総合企画部経営企画室において処理する。

5 法第12条に規定するギャンブル等依存症対策推進基本計画が定める専門的スタッフは、委員会の庶務を処理する者とする。

6 委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(ギャンブル等依存症対策最高責任者)

**第5条** 本会にギャンブル等依存症対策最高責任者を置き、本会のギャンブル等依存症対策を統括することを理事長が命じた役員をもってこれに充てる。

2 ギャンブル等依存症対策最高責任者は、本会のギャンブル等依存症対策の実施に関する事務を統括し、その事務を次条に規定するギャンブル等依存症対策上席責任者に分掌させる。

(ギャンブル等依存症対策上席責任者)

**第6条** 本会にギャンブル等依存症対策上席責任者を置き、プロモーション部、広報部、お客様部及びウインズ部の部長、競馬場長並びに理事長が指名する者をもってこれに充てる。

2 ギャンブル等依存症対策上席責任者は、ギャンブル等依存症対策最高責任者に命ぜられた本会のギャンブル等依存症対策の実施に関する事務を掌理する。

3 ギャンブル等依存症対策上席責任者のうち、ウインズ部長、競馬場長及び理事長が指名する者は、競馬場及び競馬場外の勝馬投票券発売所（本会が運営するものに限る。以下「競馬場等」という。）における本会のギャンブル等依存症対策について、次条に規定するギャンブル等依存症対策責任者を指揮する。

(ギャンブル等依存症対策責任者)

**第7条** 本会にギャンブル等依存症対策責任者を置き、プロモーション部長補佐、広報部長補佐、販売事業室長、接客事業室長、ウインズ事業室長、競馬場の副場長及び理事長が指名する者をもってこれに充てる。

2 ギャンブル等依存症対策責任者は、ギャンブル等依存症対策上席責任者の指揮を受け、競馬場等における本会のギャンブル等依存症対策を実施する任に当たる。

(ギャンブル等依存症対策担当者)

**第8条** 前条第2項の任を補佐するものとして、ギャンブル等依存症対策上席責任者は、ギャンブル等依存症対策担当者を置くことができる。

### **第3章 本会のギャンブル等依存症対策**

(役職員に対する研修)

**第9条** 本会は、役職員のギャンブル等依存症に関する知識の習得及び理解の促進を図るため、必要に応じて研修を行うものとする。

(広告及び宣伝における留意)

**第10条** 本会は、競走の実施及び競馬場等への来場促進に関する広告及び宣伝を行うにあたり、ギャンブル等依存症の予防等に留意して実施するものとする。

(普及啓発活動)

**第11条** 本会は、ギャンブル等依存症の予防等に関する普及啓発活動を実施するものとする。

2 本会は、法第10条の趣旨を踏まえ、ギャンブル等依存症問題啓発週間に係る施策を実施するものとする。

(20歳未満の者の勝馬投票券の購入の防止)

**第12条** 本会は、20歳未満の者の勝馬投票券の購入を防止するために必要な施策を実施するものとする。

(競馬場等への入場制限)

**第13条** 本会は、ギャンブル等依存症対策の観点から、日本中央競馬会競馬施行規約（平成19年規約第2号。以下「施行規約」という。）第76条の2（施行規約第77条において準用する場合を含む。）及び第87条の2の規定による競馬場等への入場制限について、日本中央競馬会整理業務規則（昭和60年理事長達第20号）第25条から第27条までに規定する手続きを経て実施するものとする。

(電話・インターネット投票における申込拒否)

**第14条** 本会は、ギャンブル等依存症対策の観点から、施行規約第71条第4項（施行規約第91条において準用する場合を含む。）の規定による申込拒否について、日本中央競馬会電話・インターネット投票実施規則（平成28年理事長達第28号）第13条の2から第13条の4までに規定する手続き（JRAダイレクト方式による電話・インターネット投票の実施に関し日本中央競馬会電話・インターネット投票実施規則の特例を定める規則（平成28年理事長達第31号）第13条において準用する場合を含む。）を経て実施するものとする。

(相談への対応)

**第15条** 本会は、ギャンブル等依存症に関する相談について、全国公営競技施行者連絡協議会が行う相談事業に参画するとともにその周知に協力するものとする。

(本会のギャンブル等依存症対策の周知)

**第16条** 本会は、前3条に規定するものその他本会のギャンブル等依存症対策の内容についての周知を図るものとする。

(地域における連携協力体制への参画)

**第17条** 本会は、法第20条の連携協力体制について、当該体制を主管する者からの招請に応じてこれに参画し、当該体制に参画する関係機関との連携を図るものとする。

2 本会が参画する前項の連携協力体制において、本会は、当該体制が実施する普及啓発活動に協力し、本会のギャンブル等依存症対策に関する情報を提供するものとする。

3 本会は、第1項の連携協力体制への参画を通じて、本会のギャンブル等依存症対策に有用な知見を収集するものとする。

(調査研究)

**第18条** 本会は、本会のギャンブル等依存症対策に資するため、ギャンブル等依存症対策に関する調査研究を必要に応じて実施するものとする。

#### **第4章 雑則**

(個人情報の取扱い)

**第19条** 本会のギャンブル等依存症対策に関する情報のうち個人情報に係るものの取扱いについては、日本中央競馬会個人情報保護規則（平成16年理事長達第34号）の規定によるものとする。

(その他)

**第20条** この規程に定めるもののほか、本会のギャンブル等依存症対策に関する事項は、理事長が別に定める。

#### **附 則**

この通達は、令和2年3月1日から施行する。